

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区分	起訴事件									
	①繰前越 年未 か決 ら件 の数	②起 訴 本訴 年件 の数	起合 計 件① + 数② の の 数	左の内訳				有罪に係る人員及び金額		
				有 罪 件 数	無 罪 件 数	公消 滅 訴 件 数	未 決 件 数	懲 役 刑 を の 科 の せ人 ら員	罰 金	
申告所得税	件	件	件	件	件	件	件	人	内 人 (社)	千円
法人税	—	X	X	X	—	—	—	X	X	X
その他	—	X	X	X	—	—	—	X	—	X
合計	—	9	9	X	—	—	X	5	X	7 150,000

調査対象等：平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間における事績を示したものである。

- (注) 1 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他			
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
法第238条	外 — —	件 X —	法第159条	外 — X	件 — —	ほ脱犯規定 両罰規定	外 — X
244条			164条			合計	— — X
合計	—	X	合計	X	X	合計	X

- (注) 1 この表は「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。